

地方公共団体発行割引証等取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備考
<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第40号</p> <p>(割引証等の発行対象者に関する定義)</p> <p>第3条 この規則において「身体障がい者」とは、身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(割引証等の取扱い)</p> <p>第5条 次に定める大阪市在住者に対して、別表2に定める発行者が発行する無料乗車証、乗車料金割引証又は敬老優待乗車証（以下「割引証等」という。）の提示により、無賃、運賃及び料金の割引又は第14条に規定する取扱いを行う。</p> <p>(無料乗車証の発行範囲)</p> <p>第9条 介護人付無料乗車証は、別表2に定める発行者が次の者に対して発行する。</p> <p>3 区間を限定した無料乗車証は、別表2に定める発行者が<u>第1項第1号及び第2号の規定により介護人付無料乗車証の交付を受けた者の通勤、通学又は通園時におけるその介護人</u>に対して発行する。</p>	<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第40号</p> <p>(割引証等の発行対象者に関する定義)</p> <p>第3条 この規則において「身体障がい者」とは、身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p><u>9 この規則において「通学に際し当社線の利用を余儀なくされている大阪市立小中学校の児童及び生徒」とは、大阪市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒並びに大阪市が設置する特別支援学校の小学部又は中学部に通学する者で、通学に際し当社線の利用を余儀なくされており、当該学校長が認定した者をいう。</u></p> <p>(割引証等の取扱い)</p> <p>第5条 次に定める大阪市在住者に対して、別表2に定める発行者が発行する無料乗車証、乗車料金割引証又は敬老優待乗車証（以下「割引証等」という。）の提示により、無賃、運賃及び料金の割引又は第14条に規定する取扱いを行う。</p> <p><u>(5) 通学に際し当社線の利用を余儀なくされている大阪市立小中学校の児童及び生徒</u></p> <p>(無料乗車証の発行範囲)</p> <p>第9条 介護人付無料乗車証は、別表2に定める発行者が次の者に対して発行する。</p> <p>3 区間を限定した無料乗車証は、別表2に定める発行者が<u>次の者</u>に対して発行する。</p> <p><u>(1) 第1項第1号及び第2号の規定により介護人付無料乗車証の交付を受けた者が、通勤、通学又は通園する場合において、</u></p>	

(割引証等を失ったとき)

第27条 割引証等の交付を受けている者がこれを失ったときは、官公署の証明書を添えて、その旨をただちに大阪市の区長又は福祉局長を経て当社に届け出なければならない。この場合、割引証等の再発行は行わない。ただし、災害等の事由により滅失した場合及び敬老優待乗車証を失ったときにあつては、この限りでない。

割引証等の交付対象者	発行者	申請手続
身体障がい者、知的障がい者及びその介護人 戦傷病者及び原爆被爆者 特別児童扶養手当受給世帯の世帯主	大阪市区長	大阪市の福祉局長が定めるところによる。
精神障がい者及びその介護人		大阪市の健康局長が定めるところによる。
敬老優待乗車証条例第2条各号のいずれにも該当する者	大阪市長	大阪市長が定めるところによる。

別記様式

大阪市が発行する割引証等

(1) 無料乗車証

イ 介護人付無料乗車証 (単独乗車可)

表

その介護人

(2) 通学に際し当社線の利用を余儀なくされている大阪市立小中学校の児童及び生徒

(割引証等を失ったとき)

第27条 割引証等の交付を受けている者がこれを失ったときは、官公署の証明書を添えて、その旨をただちに大阪市の区長、福祉局長又は教育長を経て当社に届け出なければならない。この場合、割引証等の再発行は行わない。ただし、災害等の事由により滅失した場合及び敬老優待乗車証を失ったときにあつては、この限りでない。

割引証等の交付対象者	発行者	申請手続
身体障がい者、知的障がい者及びその介護人 戦傷病者及び原爆被爆者 特別児童扶養手当受給世帯の世帯主	大阪市区長	大阪市の福祉局長が定めるところによる。
精神障がい者及びその介護人		大阪市の健康局長が定めるところによる。
敬老優待乗車証条例第2条各号のいずれにも該当する者	大阪市長	大阪市長が定めるところによる。
<u>通学に際し当社線の利用を余儀なくされている大阪市立小中学校の児童及び生徒</u>	<u>大阪市教育委員会教育委員会教育長</u>	<u>大阪市教育委員会教育長が定めるところによる。</u>

別記様式

大阪市が発行する割引証等

(1) 無料乗車証

イ 介護人付無料乗車証 (単独乗車可)

表



裏

ご注意



1. 本証は、記名人がお一人または介護人とともに使用する場合に限り券面に記載された交通機関を無料でご利用いただけます。
2. 大阪シティバスをご利用の場合は、係員に本証を必ずお見せください。
3. Osaka Metroをお一人でご利用の場合は、自動改札機をご利用ください。介護人とともに利用する場合は、改札口で係員にお申し出ください。
4. 他社線に乗り越された場合は、別途運賃が必要となります。
5. 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を常に携帯し、係員が請求したときは本証とあわせてお見せください。
6. 使用資格を失ったとき、不要になったときは各区保健福祉業務担当にお返しく下さい。
7. 本証を折り曲げたり、磁気のあるものに近づけないでください。
8. 本証を不正使用した場合は、無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。

エ 区間を限定した無料乗車証



裏

ご注意



1. 本証は、記名人がお一人または介護人とともに使用する場合に限り券面に記載された交通機関を無料でご利用いただけます。
2. 大阪シティバスをご利用の場合は、係員に本証を必ずお見せください。
3. Osaka Metroをお一人でご利用の場合は、自動改札機をご利用ください。介護人とともに利用する場合は、改札口で係員にお申し出ください。
4. 他社線に乗り越された場合は、別途運賃が必要となります。
5. 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を常に携帯し、係員が請求したときは本証とあわせてお見せください。
6. 使用資格を失ったとき、不要になったときは各区保健福祉業務担当にお返しく下さい。
7. 本証を折り曲げたり、磁気のあるものに近づけないでください。
8. 本証を不正使用した場合は、無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。

備考：2024年3月2日から2024年3月31日までの間、別に定める様式も有効とする。

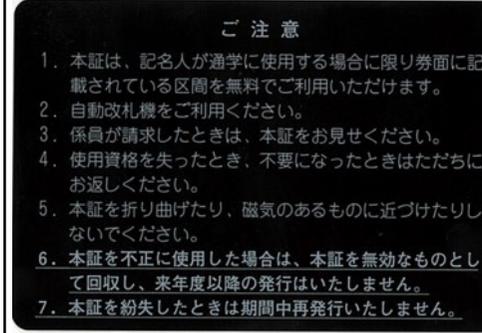
エ 区間を限定した無料乗車証

(ウ) 小中学生用

表



裏



附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考																		
<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(鉄軌道自動車線連絡定期券の適用規則)</p> <p>第5条 鉄軌道自動車線連絡定期券は、当社線並びに他の運輸機関の経営する鉄道及び軌道については、本規則を適用し、自動車線については、社の定める規定を適用して取り扱うものとする。</p> <p>別表1 連絡運輸の範囲</p> <p>II 削除</p>	<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>コ 神戸市交通局 (以下「神戸市交」という。)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>サ 京都市交通局 (以下「京都市交」という。)</u></p> <p>(鉄軌道自動車線連絡定期券の適用規則)</p> <p>第5条 鉄軌道自動車線連絡定期券は、<u>社において発売するものとし</u>、当社線並びに他の運輸機関の経営する鉄道及び軌道については、本規則を適用し、自動車線については、社の定める規定を適用して取り扱うものとする。</p> <p>別表1 連絡運輸の範囲</p> <p>II <u>鉄軌道自動車線連絡</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1 自動車線・阪急・当社線の3線連絡</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 発売範囲</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2"><u>神戸市交、京都市交</u></td> <td colspan="2"><u>阪急</u></td> <td colspan="2"><u>当社線</u></td> </tr> <tr> <td><u>路線</u></td> <td><u>発売範囲</u></td> <td><u>接続駅</u></td> <td><u>路線</u></td> <td><u>発売範囲</u></td> <td><u>接続駅</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>阪急が自動車線各社と定</u></td> <td colspan="3"><u>I 鉄軌道連絡7 阪急</u></td> </tr> </table>	<u>神戸市交、京都市交</u>		<u>阪急</u>		<u>当社線</u>		<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接続駅</u>	<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接続駅</u>	<u>阪急が自動車線各社と定</u>			<u>I 鉄軌道連絡7 阪急</u>			
<u>神戸市交、京都市交</u>		<u>阪急</u>		<u>当社線</u>																
<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接続駅</u>	<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接続駅</u>															
<u>阪急が自動車線各社と定</u>			<u>I 鉄軌道連絡7 阪急</u>																	

<u>める路線及び接続駅</u>	<u>電鉄連絡(梅田接続)及び 8 阪急電鉄連絡(天神橋 筋六丁目接続)に定めると おりとする。</u>
------------------	--

(2) 発売券種

- ア 当社 発売しない
- イ 自動車線 発売しない
- ウ 阪急 通勤定期券(大人のみ)
通学定期券

2 自動車線・阪急・当社線・京阪の4線連絡

(1) 発売範囲

<u>神戸市交、京都市交</u>			<u>阪急</u>			<u>当 社 線</u>	<u>京阪</u>		
<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接 続 駅</u>	<u>路 線</u>	<u>発 売 範 囲</u>	<u>接 続 駅</u>	<u>接 続 駅</u>	<u>路 線</u>	<u>発 売 範 囲</u>	
<u>阪急が自動車線各社と定 める路線及び接続駅</u>			<u>I 鉄軌道連絡13 阪急・ 当社線・京阪の3線連絡に 定めるとおりとする。</u>						

(2) 発売券種

- ア 当社 発売しない
- イ 自動車線・京阪共 発売しない
- ウ 阪急 通勤定期券(大人のみ)

通学定期券

3 自動車線・阪急・当社線・南海の4線連絡

(1) 発売範囲

神戸市交			阪急			当社線	南海		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡14 阪急・当社線・南海の3線連絡に定めるとおりとする。						

(2) 発売券種

- ア 当社 発売しない
- イ 自動車線・南海共 発売しない
- ウ 阪急 通勤定期券（大人のみ）
通学定期券

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

指定学校に関する規則 新旧対照表

改 定	現 行	備考
<p>指定学校に関する規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第45号</p> <p>(指定学校の定義)</p> <p>第2条 <u>指定学校とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、当社の指定を受けた学校に限る。</u></p> <p>(2) <u>前号以外の国公立の学校であって、当社の指定を受けた学校</u></p> <p>(3) <u>学校教育法第124条及び第134条の規定によって設立された学校であって、当社の指定を受けた学校</u></p> <p>(4) <u>外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として所管大臣が指定したものであって、当社の指定を受けた学校</u></p> <p>(指定条件)</p> <p>第3条 <u>前条第1号ただし書き及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があった学校であって、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。</u></p> <p>(1) <u>休業期間は、連続して12か月以上となっていること</u></p>	<p>指定学校に関する規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第45号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 <u>この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>学校</u> 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下同じ。)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校及び他の法令に基づいて設置された教育施設をいう。</p> <p>(2) <u>国公立の学校</u> 国及び地方公共団体が設置した学校</p> <p>(3) <u>指定学校</u> 当社が通学定期券を発売する学校として指定したものをいう。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第3条 <u>学校教育法第1条に規定する学校以外の学校について指定学校として指定する場合の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>監督庁の認可の日及び開校の日のいずれからも1年以上経過していること(国公立の学校及び学校教育法第130条第1項に基づき設置の許可を受けた専修学校については、この限りで</u></p>	

- (2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること
- (3) 生徒の部科別の定員は、40人以上となっていること。ただし、特殊な教育を行う学校の部科にあっては、20人以上とする。
- (4) 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員が置かれていること。ただし、その最低は3人とする。
- (5) 入学期又は卒業期は、年2回以内であって、固定していること。ただし、特殊な教育を行う学校の部科にあっては、年3回までとする。
- (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ、又は卒業させていないこと
- (7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時数は18時間以上となっていること
- (8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと

2 前条第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 学校教育法第124条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可を得ていること
- (2) 学校教育法第134条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれの日からも1か年を経過していること

3 前条第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により所管大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

第4条 学校の代表者は、第2条第1号ただし書き、第2号、第3号又は第4号に規定する指定学校として指定を受けようとする場合

ない。)

- (2) 修業期間が連続して12月以上であること
- (3) 授業時間数が1年間700時間以上であること
- (4) 生徒の部科別の定員が40人以上であること
- (5) 入学期又は卒業期が年2回以内であって固定していること
- (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ又は卒業させていないこと
- (7) 1週間の授業日数が5日以上、授業時間数が18時間以上であること
- (8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと

第4条 学校の代表者は、指定学校として指定を受けようとする場合は、次に掲げる申請書類を当社に提出しなければならない。

は、学校指定申請書類を当社に提出するものとする。この場合、分校にあつては、本校とは別個の学校として申請するものとする。

2 前項に定める学校指定申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 当社が定める様式の、学校指定申請書
- (2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定による所管大臣の指定の告示の写し

(3) 学則

監督庁に届出済みのものであつて、次の事項が記載されているもの。ただし、学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代わる書類を学則に添付するものとする。

ア 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項

イ 部科の組織に関する事項

ウ 学科課程及び授業時数に関する事項

エ 部科別定員及び教職員の組織に関する事項

オ 入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項

カ 第2条第1号ただし書きの学校が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条に規定する面接指導、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条又は短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第3条に規定する面接授業（以下これらを「面接授業」という。）

(1) 学校教育法第1条に規定する学校
学校指定申請書（別記様式第1号）

(2) 前号以外の学校

ア 学校指定申請書

イ 監督庁の認可の写し

ウ 学校調書（別記様式第2号）

エ 学校内容、設備に関する参考書類

を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、当該面接授業を行う面接指導施設名、住所、連絡先及び最寄り駅に関する事項

(4) 部科別の在籍生徒現在数及び教職員の現在数を記載した書類

(5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類

(6) 学校所在地の最寄り駅及び当社線利用の状況を記載した書類

(指定方法)

第5条 前条の規定による指定の申請があつた場合は、当社はこれを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定学校として指定するとともに学校の代表者に指定通知書を交付する。ただし、部科を設けている学校の指定は、部科ごとに行う。

2 前項ただし書の規定による指定は、次の各号に定める部科に限る。

(1) 第2条第1号に規定する学校の場合

学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めによる通常の教育課程を行う部科

(2) 第2条第2号に規定する学校及び同条第3号に規定する学校で、学校教育法第134条の規定によるものの場合

学校教育法施行規則等当該学校の設置に関する法令に規定する部科

(3) 第2条第3号に規定する学校で、学校教育法第124条の規定によるものの場合

専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第2条に規定する学科の属する分野

(4) 第2条第4号に規定する学校の場合

(指定方法)

第5条 学校指定の申請があつた場合は、申請書を審査し、前条第1号の学校については全部に対し、前条第2号の学校については申請書類に基づき調査し、第3条に規定する指定基準の条件を具備し、かつ、指定を適当と認めるものに対し当社が指定する。この場合、部科を設けている学校については、部科ごとに指定する。

2 前項により指定学校として指定したときは、学校の代表者に対し指定通知書（別記様式第3号）を交付する。

学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として所管大臣が指定する課程

(指定期間の限定)

第6条 第2条第1号ただし書きに規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であって、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を指定学校として指定する場合及び同条第2号から第4号までに規定する指定学校として指定する場合は、期間を限定して行う。

(指定部科追加申請及び指定変更申請)

第7条 指定学校が既に指定されている部科以外の部科について追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、当社が定める様式による学校指定変更願を提出しなければならない。

2 指定部科としての追加申請については、前項の規定によるほか、第4条第2項及び第6条の規定を準用する。

3 指定学校が校名・部科名・所在地・最寄り駅・面接授業施設等に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、学校指定変更願を提出するものとする。

第8条 第6条の規定により指定期間を限定された指定学校が、指定期限後に引き続き指定学校としての指定を受けようとする場合は、当該学校の代表者は、指定期限の3か月前までに、第4条に規定する申請手続を行わなければならない。

2 前項の規定により提出する学校指定申請書の本文には、継続申請である旨及び学校指定番号を附記するものとする。

(休校及び廃校の届出)

第9条 指定学校を休校し、又は廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、当社が定める様式による辞退

(指定期間の限定)

第6条 指定学校として指定する場合、期間を限定して行うことがある。

(指定部科追加申請)

第7条 指定学校が既に指定されている部科以外の部科について追加指定を受けようとする場合は、第4条に規定する申請手続を行わなければならない。

第8条 期間を限定して指定された指定学校が、期限後に引き続き指定を受けようとするときは、期限の3日前までに、申請手続を行わなければならない。この場合、申請書類の一部を省略することができる。

(学校内容の変更通知)

第9条 指定学校が休校若しくは廃校するとき又は学校名、部科名、所在地及び学則その他指定申請内容に変更を生じたときは、すみや

届を当社に提出するものとする。

(指定の取消し)

第10条 指定通知書交付後であっても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めるときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがある。

かに当社に届け出なければならない。

2 部科を設けている学校が、部科ごとに指定されている場合も、また同様とする。

(指定の取消し)

第10条 当社は、指定学校で通学定期券の発売が適当でないと認めたときは、その指定を取り消すことがある。

別記様式1号 (第4条1号)

(様式第1号)

学校指定申請書 指定番号

本校は次の各号の条件を堅く守りますから、本校を通学定期券発売校として、ご指定下さいようお願いいたします。

- 1 通学定期券使用に関する規定を遵守し、もしこれにそわいたときは当校において一切の責に任ずること。
- 2 通学定期券使用者には所定の「学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）」を携帯せしめ、乗降の際、係員の請求があるときは何時でもこれを提示させること。
- 3 証明書を交付したときは、台帳に証明書の番号、住所、氏名、年齢、通学区間、その他必要事項を記入しておくこと。
- 4 学校所在地、学校名、学校代表者、学期の変更等の場合は、遅滞なく通知すること。また通学定期券使用者の退校等により通学定期券使用資格を失った場合も、同じとする。
- 5 係員が学務簿、証明書発行台帳その他の関係書類の閲覧を求めたときは、何時でもこれを提示すること。
- 6 証明書、通学証明書を不正に発行し、これによって通学定期券を購入し、使用させないこと。もしこれにそわいたときは、所定の運賃及び増徴運賃に相当する金額を支払うこと。
- 7 前各号にそわいたときは、何時指定を取消されても異議を申さないこと。

年 月 日

大阪市高速電気軌道株式会社 様

学校所在地

準拠法令

学校名

校長名

印

別記様式第2号（第4条2号のウ）

学校調書（その1）

学 校 調 書 （その1）

校名												
所在地												
郵便番号												
電話番号												
① 調書期	② 課程	③ 学年	④ 入学期	⑤ 卒業期	⑥ 開始入 学学生 数	⑦ 1学年 の増減 数	⑧ 定期修 業生数	⑨ 生徒 定数	⑩ 生徒 現在数	⑪ 年間 休業日	⑫ 1時間 当り実 習時間	⑬ 現行学 年の実 習日数
上記のとおり相違ありません 年 月 日（学校長名） （校長公印）												
大阪市高速電気軌道株式会社 様												

（注意）一、本調書は学校長が記入して下さい。
二、位置には進捗学年（一）月一日又は十月一日から翌年十月一日から翌年三月末日又は九月末日まで（二）の期間の実績を記入して下さい。

学校調書（その2）

（本欄記入不要）

（その2）

指定番号		設立準拠法令	
指定期限	年 月 日まで	認可番号	
指定 部 科		中央監督庁名	
		認可年月日	年 月 日
		開校年月日	年 月 日
		もより駅名	線 駅

① 部科別	② 1週間の個人当り授業						③ 年 月 日から1か年間の入学、退学、卒業及び出席の状況													
	授業日	開始	終了	日数	時間数	授業	種別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	日曜日	月始め	入学	退学	卒業	月末	出席率	%	%	%	%	%	%	%	%

（注）
 1.本調書は学校長が記入して下さい。
 2.③欄には過去学年度一か年間の実績を詳細に記入して下さい。
 （既月一日又は十月一日から翌年十月一日から翌年三月末日又は九月末日まで）

別記様式第3号（第5条）

指定通知書

年 月 日

様

大阪市高速電気軌道株式会社
交通事業本部駅務部
駅務課長

指 定 通 知 書

貴校を下記のとおり指定し、通学定期券を発売します。

記

1 指定番号

2 指定部科

3 指定日 年 月 日

4 指定期限 年 月 日

5 その他

- (1) 学校指定の継続申請は、指定期限の前年11月末までに必ず行ってください。
(2) 指定基準の要件および指定部科に変更があった場合は、速やかに変更願を提出してください。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

